



Title	1948年のフィンランド・ソ連条約の成立事情に関する覚書 (3)
Author(s)	百瀬, 宏; Momose, Hiroshi
Citation	スラヴ研究, 28, 103-115
Issue Date	1981
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/5120
Type	departmental bulletin paper
File Information	KJ00000113105.pdf



1948年のフィンランド・ソ連条約 の成立事情に関する覚書 (3)

百 瀬 宏

1. 問題の所在 (第 24 号)
2. 背 景
 - (i) YYA 条約の予兆的諸事実
 - (ii) 1947年のフィンランドーソ連関係
3. ソ連の交渉提議とフィンランドの対応
 - (i) ソ連による交渉提議
 - (ii) フィンランドの交渉応諾 (第 27 号)
4. モスクワ交渉と YYA 条約の成立 (本号)
5. SKP の蜂起風聞とフィンランド内政
6. 結びにかえて

4. モスクワ交渉と YYA 条約の成立

モスクワでの交渉に赴くフィンランド側代表団は、3月22日に列車で現地に到着した。しかし、首相ペッカラは病気が理由で出発が遅れ、24日に空路モスクワに降りた。フィンランドとソ連の会談は、ペッカラ首相の到着を待たうえで、3月25日木曜日の晩に始まった。フィンランド側がペッカラ首相、エンケル外相、スヴェント副外相、レイノ内相、ケッコネン国会第1副議長、ペルトネン国会外務委員長、ソエデルイェルム国会議員、スンドストローム駐ソ公使という顔触れであったのにたいし、ソ連側はモロトフ外相、ヴィシンスキー・ゾーリン両副外相、アブラーモフ外務省第5ヨーロッパ部長、サヴォネンコフ駐フィンランド公使が出席した¹⁾。

席上会談の口火を切ったモロトフは、ありうべき条約の基礎としてソ連がハンガリーおよびルーマニアと結んだ条約を提案し、さらに1943年にソ連がチェコスロヴァキアと結んだ条約も基礎となりうると、つけ加え、フィンランド側の見解を求めた。モロトフはとくに2度もハンガリーとの条約に言及し、ソエデルイェルムは、ハンガリー条約型の草案がすでにモロトフの目前に準備されてあるのではないかという印象を受けたという²⁾。ここにおいて、首相ペッカラは、もしモロトフがフィンランド側にチェコスロヴァキア条約もしくは何らかフィンランド自身の提案を基礎にして会談を進めることを認めるのであれば、ともかくフィンランド代表団の側で提案を考える機会を与えるべきである、と発言した³⁾。ペッカラはこうしてフィンランド側の原則を押出す契機をつくったのであるが、これにたいしモロトフは、提案を書面にして出して欲しいと要望した。ペッカラが翌日それ

1) Söderhjelm, *mt.*, s. 148.

2) *Ibid.*, s. 149.

3) *Ibid.*

を出すと約束すると、モロトフはそれまで会談の必要はないとして、第1回会談を打切った⁴⁾。

この会談の結果、フィンランド代表団のあいだには、「ルーマニア—ハンガリー型条約」を免れたことによって、ソ連側がフィンランド側の立場を理解しており、フィンランド側の提案を受入れるのではないかという楽観的な気分が支配したといわれる⁵⁾。代表団は、本国のパーシキヴィ大統領と連絡をとるグループと、あらかじめ準備された対ソ提案の最終的な検討に従事するヘインリクス・ケッコネン・ソエデルイェルムのグループとに分れて翌日を作業に費した。提案の確定にあたっては、第1条中のソ連による援助発動の条件を述べているところで、「フィンランドの要請にもとづき」という文言と「フィンランドとの相互了解により」という文言のいずれをとるかについて、仲々決定をみなかった。代表団にたいするパーシキヴィの訓令ではやむをえない場合を除いては前者をとるよう指示されていたが、フィンランド側提案を交渉の基礎とさせる必要上からも挑戦的な文言は避けることとなり、後者を採用した⁶⁾。提案は本国側の承認をえたらうえて、26日夜モロトフに送られた。ここに、その提案内容の重要部分を訳出すれば、次のとおりである。

「1. ドイツまたはその同盟国がフィンランドを、またはフィンランド領を經由してソ連邦にたいして侵略した場合には、フィンランドは独立国としての義務に従い全力を挙げて、その領土の不可侵性を守り、自国の領土・領海・領空において侵略に抵抗する。

もしその際フィンランド自身の軍事力が侵略撃退のために明らかに不十分であるならば、ソ連はフィンランドとの相互了解にもとづいてフィンランドにその必要とする援助を与える。

2. 締約国は、第1条が意味する軍事的侵略の脅威が確認された場合には、相互に協議する。

〔以下、3～8は略する〕⁷⁾

3月27日の第2回会談の席上、フィンランド側が改めて上記提案の説明を行なうと、モロトフは、これを討議の基礎とすることに同意した。そしてモロトフは、フィンランド側が渡していた草案8カ条のうち、1, 2条に関して次のような対案を示すとともに、他については大体同意した。

「1. フィンランドが、またはフィンランド領を經由してソ連が、ドイツまたはこれと同盟したいずれかの国家による侵略の対象となった場合には、フィンランドは独立国の義務および本条約の定める義務に従い、ソ連とともに侵略撃退のために闘うとともに、利用できる全力を投入して陸・海・空にわたり自国領土の不可侵性を守るものである。

前記の場合にはソ連はフィンランドにたいし、本条約に従い必要な援助を与える。

2. 締約国は、第1条の意味する侵略の脅威を防ぐために行なわれるべき活動に関して相互に協議する」⁸⁾。

4) *Ibid.*, s. 150.

5) *Ibid.*

6) *Ibid.*, s. 151.

7) *Ibid.*, s. 222.

8) *Ibid.*, s. 224.

モロトフは、このソ連側の対案を説明して、第1条ではフィンランドがソ連にたいして負う義務はハンガリーやチェコスロヴァキアのそれに比べていちじるしく限定されており、また1年前にパーシキヴィが述べた所信⁹⁾の方がこの対案の趣旨をいちじるしく越えている、と指摘した。これは、おそらく、パーシキヴィの言明がフィンランドの軍事活動の地理的限定を含んでいなかったことを指したのであろう。またモロトフは、ソ連側対案第2条についても、ハンガリーと結んだ条約の程度にまでは及んでいない、と述べ、「同条項が今回提案されたかたちで合意を見ることが大切であると強調した」¹⁰⁾。以上のソ連側の提案と説明にたいして、ペッカラ首相は、折からの復活祭休暇を理由に、翌週の水曜日までフィンランド側の回答を待って欲しいむねを述べ、モロトフもこれを承認して会談はわずか70分間で終了した。そしてこの後、フィンランド側では、このソ連対案にたいしいかに対処すべきかをめぐって、深刻な討議を重ねることになるのである。

ここでもモスクワ交渉に臨むにあたってのフィンランド側の方針と予想をふり返してみると、フィンランド側が条約によって負うべき義務の地理的範囲を自国領土に限定することにはソ連側として異存はあるまいとし、むしろソ連によるフィンランド援助の必要の存否および発動時期についてフィンランド側が決定権を握ることが問題となるであろうとしたヘインリクスの見通しが¹¹⁾、まさに当たっていたことに注目しなければならない。このソ連側の草案によれば、第1条では、フィンランドの軍事活動つまり参戦の条件としてはフィンランド領が侵された場合のみ限定されており、この点ではフィンランド側の要望がとりいれられているものの、ソ連によるフィンランド援助の発動については、フィンランド側草案が両当事国の合意を条件としているのにたいし、ソ連案はそれが無条件に発動されることになっている。これと並んで重要なことは、第2条であって、フィンランド側草案が第1条が定めるような「軍事的侵略の脅威が確認された場合」という文言を用いて、具体的な脅威が確認されてはじめてケース・バイ・ケースに軍事的侵略にたいする対応措置を協議しようというのにたいし、ソ連側対案は、そうしたケース・バイ・ケースの対応を示唆する文言はなく、あらかじめ一般的な措置として協議を義務づけているというように解釈できるであろう。そればかりではない。フィンランド案が「軍事的脅威」としているところをソ連案がただ「脅威」としている点も相違があるし、フィンランド案では「軍事的脅威」は協議の発動条件になっているのにたいし、ソ連案では、「侵略の脅威を防ぐ」という文言が示すように、「脅威」が発動対象にすりかわってしまっている点も注目されるべきであろう。こうして見てくると、ソ連案は第1, 2条をつうじ、地理的な限定がついている点以外は通常的な軍事同盟にきわめて近いものになっており、しかもそこでのソ連の軍事的・政治的主導権把握にたいするフィンランド案のような歯止めを欠くものであった、ということができよう。しかも、ここに注目すべきことは、ソ連側が、対案を出した会談の翌日、復活祭の日曜日に、上記のような対案でもソ連側として譲れるギリギリの線であることを、対案の意図の説明とおぼしい文言とともにフィンランド代表団に伝えてきたことである。これは重要な事実と考えられるので、ソエデルイエルムの回顧録の証言

9) 本稿の前回掲載分を参照されたい。

10) Söderhjelm, *mt.* s. 153.

11) 前回小稿(『スラヴ研究』第27号), 103ページ。

を、いささか長くなるが引用しておこう。「あるソ連の官僚が、やはり明らかに高官筋の与えた指示に従って、モロトフがわれわれを満足させる所まで譲歩をつくしたことを理解して欲しいこと、従ってこれ以上モロトフに譲歩を強いることは無駄であるむねを伝えてきた。だが、それかといって細部や形式について討議することを欲さないわけではない〔という話であった〕。その代表（だれの代表なのだろう？）は、ソ連側からする条約の目的がソ連西北部の安全を保障することにあると強く力説し、かれらとしては、フィンランドにたいする侵略に関心があるわけではなく、平和と安全を保証するような組織を作り出すことに関心があるのだと〔述べた〕」¹²⁾。しかしながら一方、フィンランドは、これもソエデルイェルムが「モスクワ旅行の前に、私は、スウェーデン政府に近い筋から挨拶を送られ、スウェーデンでは協議義務を意図する条項は真の軍事的条項も同様と受けとられている、と伝えられた」¹³⁾と述べているように、ソ連案が意図するような協議条項を受けいれればフィンランド・ソ連間の軍事同盟成立と見なす由の警告を、スウェーデン政府から受けていたのである。

フィンランドはこうして、外圧だけの点を考えても、ソ連側とスウェーデン側の板ばさみになっていたことになるが、こうした中で、ソエデルイェルムの回顧録によれば、3月29日月曜日に、同じホテルに滞在するソエデルイェルム、ケッコネン、ヘインリクススの3者は、ソ連案の第1・2条を手直しする作業に従事した。それはひと口でいえば、ソ連案の細部ないし字句の修正という、ソ連側が申入れで許容している技術的な加工のかたちをとりながら、実はソ連案を、そこに内在する論理的矛盾を衝くことによって、フィンランド側の主張を生かしたものに近づけようという工夫であった。

かれらは、第1条については、「独立国の義務」としてのフィンランドの自衛義務を規定したものであって、自衛の主人公はあくまでもフィンランドであり、ソ連は外部からの援助者であるという解釈をとり、その原則からすれば、「ソ連とともに」という文言は「ソ連の援助を受けて同国と協力して」戦うという文言にすべきである、という結論に達した。そしてソ連が「この条約にもとづき必要な援助を与える」という部分には、「その実行の細目については両締約国が協議する」という文言をつけ加えた。以上の改変の意図は、フィンランドに侵略者撃攘の義務を負わしめるものが、「ソ連との条約ではなく、フィンランドの独立である」¹⁴⁾という原則を明確にすることにあった。つぎにソ連案の第2条については、「脅威を防ぐ」という字句は不明確であって、途方もない解釈の余地を与えるとして、そこに「フィンランド領において」という言葉をつけ加えることとした。

ケッコネン、ソエデルイェルム、ヘインリクスらは、上記の作業で成った案（ヘインリクス案）¹⁵⁾を別の宿舎に滞在しているペッカラら代表団の会議にかけたが、その結果同案を本国に代表団として提案することとなった。ところが、そのあと、代表団が待ちのぞんでいる本国政府からの訓令は容易に來なかつた。このため、代表団はようやく焦りを覚え

12) *Ibid.*, s. 156.

13) *Ibid.*, s. 138.

14) *Ibid.*, s. 158.

15) 3者の見解をヘインリクスが書面にまとめ、これをもとにして案を作った経緯があり、のちにしばしば「ヘインリクス案」と呼ばれたので、本稿でも叙述の便宜上この仮称を用いることとする。

はじめた。モロトフはペッカラ首相にたいし、すでに2回にわたって交渉の早期妥結が最重要なことを強調していた。代表団はパーシキヴィにたいし、3月30日のソ連側レセプションの終了後、訓令催促の電報を送った¹⁶⁾。ところが、フィンランド側がソ連に回答することになっていた翌31日になって、条約をめぐる論議が定まらないむねの情報が本国から入ってくるとともに、パーシキヴィからは、新しい訓令は、早くとも同日夜まで待つて欲しいむねの電報が送られてきた。ところが、同夜も訓令は到達せず、翌4月1日になって、夜以前には訓令は期待できないという情報が入り、回答の遅延は危険な様相すら帯びてきた¹⁷⁾。ここにおいて、フィンランド代表団は会合したが、ケッコネンがパーシキヴィに直接電話を入れてどのような日程をソ連側に伝えたらよいか直接話合うことになった。ところが、ケッコネンがパーシキヴィを呼出してみると、パーシキヴィはケッコネン以上に苛立っており、ソ連側の対案に関する回答を各党国会議員団が前夜12時以前に寄せたこと、および、パーシキヴィは代表団が送ったさきの試案（ヘインリクス案）には頭から賛成できないむねを述べた。とりわけ、第2条についてはパーシキヴィは受諾不可能とした。そして、パーシキヴィは、ソ連側が当然行なっているであろう盗聴を慮ってケッコネンが制止しようとしたのもかまわず、本国側の諸見解を読みあげ、かつ、ケッコネンかほかの誰か代表団員がヘルシンキに打合せに帰国するよう要望した¹⁸⁾。

ソエデルイェルイムの回顧によれば、このパーシキヴィとの直接通話によって、大統領が国会議員団から、ソ連との防衛条約締結に関して「不可能な答え」を伝えられていること、また「パーシキヴィ自身が字句の問題の泥沼に入りこんでおり、しかもかれらの側にはこの問題に本当に精通している話し相手がだれもないこと」が代表団に次第に判ってきたという¹⁹⁾。目下のところ、われわれは、3月30日からこの4月1日にかけてフィンランド本国においてどのような動きがあったかを詳細に伝える史料はもたないが、諸史料が断片的に伝えるところを批判的に総合してみることにしよう。ヘルシンキでは、閣議の主要メンバーがモスクワに代表団として赴いている関係上、首相代行にヴェステリネン、外相代行にタッキが任命されていたが、ソ連案が政府に伝えられた3月26日以後、交渉が重要段階に入っていることにかんがみ、復活祭休暇にも閣僚には禁足が命ぜられたという²⁰⁾。パーシキヴィは、ほとんど連日、国際法や軍事関係の専門家グループおよび本国残留の一部閣僚を集めて顧問団の役割をさせていた²¹⁾。この顧問団のあいだでは、のちに見るように、ソ連案やヘインリクス案にたいする見解は否定的であったと思われる。さらに、パーシキヴィは、3月31日16時には大統領官邸に国会正副議長と各党国会議員団長を招き、政府閣僚同席のもとに、かれ自身で従来の交渉経過について説明を行なった。各党議員団は、それぞれに会合を開いたのち、その見解を大統領に伝えた²²⁾。その回答要旨

16) Söderhjelm, *mt.*, s. 165.

17) *Ibid.*, s. 168.

18) *Ibid.*, s. 168. なお、代表団の一部を打合せに帰国させるというこの考えは、社会民主党の古参幹部のアールトネン Aleksi Aaltonen の進言によるものであった (Ylitalo, *mt.*, s. 276).

19) Söderhjelm, *mt.*, ss. 168-169.

20) Heikkilä, *mt.*, s. 320.

21) *Ibid.*, s. 322.

22) Heikkilä, *mt.* s. 322.

はソエデルイエラムがのちに伝聞したとして回顧録にしているところによれば、つぎのようであった。「連合党：新しい事実は現れていないし、軍事的条項を含むような条約にはまったく賛成できない。農民党：従来と同じ理由からあらゆる軍事条約に否定的態度。進歩党：ヘインリクス形式はフィンランド国防軍に国境外での戦いを強いるものだ。社会民主党：同党議員団の軍事条約にたいする態度を変える理由はない。だが交渉を行なうとすれば、次に注意すべきである。(イ)脅威が現実化する以前には何ものなしてはならない。それゆえヘインリクスの第2条は同意できない。(ロ)ありうべき活動や義務はもっとも厳密に規定すべきである。(ハ)第1条は最初の訓令に従って形成されるべきである。スウェーデン系人民党は以前の態度を指摘したにとどまった。SKDL：ソ連の提案を変更なく同意する用意がある」²³⁾。これで見ると、フィンランド議会の大勢は、ソ連案はおろかヘインリクス案すらも受入れそうにない立場に立っており、またパーシキヴィ自身もさきの訓令の「フィンランドの要請にもとづき」という文言を簡単に取りはずされたことからしても代表団の言動には当然不満を抱いていたはずであり、モスクワのフィンランド代表団は、本国の側からの厳しい批判によりやく直面しつつあったわけである。

さて、上記のパーシキヴィとケッコネン間の電話連絡の結果、モスクワのフィンランド代表団は公式会議を開き、善後措置を協議した。そして今一度パーシキヴィと通話のすえ、ケッコネンとソエデルイエラムをヘルシンキに連絡のため帰国させることとなり、外相エンケルはモロトフにたいし、「法的形式上の問題」で2名の「法律家」を派遣するむねを通告した²⁴⁾。このようにして、4月2日にケッコネンとソエデルイエラムはモスクワを立って空路ヘルシンキに到着し、「モスクワの楽観とは逆にゆうつに感じられた」²⁵⁾故国の雰囲気の中を、大統領のもとへ向った。かれらがパーシキヴィを訪れると、ファーゲルホルム、ヴェステリネン、タッキ、シフヴォ、オスカル・エンケル、イドマンというパーシキヴィの顧問役、ソエデルイエラムの表現を借りれば「参謀団」が同室していた。かれらは、条約草案の第1・2条の検討を終日行なって疲労の極に達しながら、ケッコネンとソエデルイエラムの到着を待ちうけていた様子であった。まず口火を切ったパーシキヴィは、例によって怒気のヴォルテージを高めながら、ソ連側は当初の要求から後退していないし、代表団が送ったヘインリクス案もフィンランド側の利益にはならない、と述べた。とりわけパーシキヴィはヘインリクス案の第2条を槍玉に挙げ、「ソ連は、このような条約の助けを借りてわれわれをかれらの慈悲のもとにおいておくどころではなく、われわれを暴力でおさえこめるではないか」、「フィンランド領において」という文言を加えてみても「ソ連はフィンランド領内で何でも勝手ができる」ということになるし、「それに大国と並んだ小国にとって協議義務というものはほとんど意味をなさないのだ」と罵倒した。しかし、パーシキヴィはここで少しづつ冷静にもどり、ヘインリクス案の第1条はフィンランド代表団が対ソ交渉で最初に出した案よりもましであり、ソ連の援助発動に関し「必

23) Södörhjelms, *mt.*, ss. 176-177.

24) エンケルはその際、「問題は内政的なものであり、大統領・政府・代表は、おそらく若干の小さな形式上の修正を除けば、条約に関しては意見は一致している、と指摘した」〔圏点は百瀬〕。Södörhjelms, *mt.*, s. 170.

25) 車の運転手はソエデルイエラムに向って「いよいよ私達はロシア軍に勤務することになりましたか？」と尋ねたという (*Ibid.*, s. 172).

要な場合には」という文言をつけ加えるならば同意できる、と述べた。このあとケッコネンとソエデルイェルムは他の同席者たちの集中攻撃を浴びることになるのであるが、「代表団の提案にそった条約を国会で通すことは無理である」（フェーゲルホルム）、「農民党の法律専門家たちは草案中に多くの落とし穴を見つけている」（ヴェステリネン）、「条約が発動されればフィンランドの国家権力は終りになる」（タッキ）といった批判が続出し、これにたいして両名は、「世間のありとあらゆる用語法を見つけることは簡単だが、問題は条約を結ぶべきか否かだ」（ケッコネン）、「一番デリケートな点は、フィンランドが同意さえしなければソ連に干渉されないで済むか、という問題だ」（ソエデルイェルム）と応酬し、いささか泥仕合の感になった。ただ、パーシキヴィは、「必要な場合には」という語句を入れることは本質的に重要であるとし、あわせてパーシキヴィが正当と考える社会民主党の指摘する点に国会の決定がかかっている、と見通しを立てた発言をしている²⁶⁾。

このあとパーシキヴィは夕食時間の休会を宣したが、その間にケッコネンとソエデルイェルムは大統領と個人的に会談し、ここでまたパーシキヴィの真意が明らかにされている。パーシキヴィはまたもや怒声を挙げんばかりにして、「君たちは祖国を裏切っている」といったあと、「代表団のメンバーは軟弱に過ぎる。ケッコネンとソエデルイェルムという若くて強健な二人がかれらを秩序だてなければならぬのだ」という主旨の言明をした。そして、パーシキヴィは、「代表団はモスクワで何がしかを手に入れたと想像しているが、ソ連がわが国に侵入しようと企てていることは明らかだ」ともつけ加えた。

大統領の顧問会議は午後7時半に再開されたが、そこにタッキ、イドマン、エンケル、シフヴォの起草した条約案が出され、論議が加えられた。しかし、ソエデルイェルムによると、その内容は代表団が提案しているところと大した懸隔はなかった。パーシキヴィは疲労がひどく、1時中座したという。ついで翌4月3日にも、前夜とまったく同じメンバーで討議が続けられた。パーシキヴィは草案に同意したが、前夜一たん削られた「フィンランド国境内で」という字句を、ケッコネンの反対を押切って復活させた²⁷⁾。また、パーシキヴィは、「必要な場合には」という語句をどこに置くかは代表団にまかせる、とした。また参会者全員が、フィンランド軍はフィンランド人に指揮されることが重要だとする点で一致していた。こうして、条文草案がととのったのち、条約前文の原則について論議が行なわれ、「大国の紛争の圏外にとどまりたいというフィンランドの願望が本質的なポイントであり、絶対に容れられなくてはならない」という点で全員が意見一致した²⁸⁾。

このようにして大統領とかれをめぐる顧問団の範囲で条約草案が完成すると、大統領は同日午後3時に、ソ連案にたいする対応を議する閣議を開いた。パーシキヴィはケッコネンとソエデルイェルムを同席させ、まずケッコネンにこれまでの討議の問題点と新草案の立脚する立場を説明させた。それが終ると外相代行のタッキが、新訓令は出されるべきでない、と反対し、若手閣僚が1人また1人とこれに賛同した。「蔵相のトロングレンが発言したのちはじめて、さきほどの会議で準備された草案が提出された。すべての閣僚が意

26) Söderhjelm, *mt.*, ss. 173-174.

27) 政治国境を軍事活動が守ると期待するのはナンセンスだというのがケッコネンの考え方であったが、パーシキヴィはケッコネンの執拗な抵抗に激怒した (*Ibid.*, s. 178).

28) *Ibid.*, s. 178.

見を述べおわり、タッキが明確な過半数の支持をうると、大統領は喜びに顔を輝かせいたずらっぽい表情をして自分はトロングレンに賛成だ、と述べた。手荒い棍棒の一撃でかれはこの意見を政府の決定にしてしまったのである。閣僚たちは体裁の悪い面持ちで、しかし過半数の者の内政を顧慮した立場を大統領が支持しなかった。予期どおりの運びに明らかにはっとしながら、部屋を出ていった³⁹⁾。ソエデルイエルのこの叙述にはトロングレンが何を発言したかは記されていないが、スウェーデン系人民党に属するソエデルイエルは、前夜に自党の国会議員に状況を説明しており、トロングレンもそこに同席していたことから、もちろん草案に賛意を表したものであろう。いま一つ重要なことは、政府閣僚の多くが、この草案に反対することの重大な外交的結果を予想しながらも、国内世論に抗した態度をとることができず、大統領に責任を押しつけようとしていた、という指摘である。

このようにして、フィンランド政府が対ソ交渉の再開にあたってとるべき方針が決定をみたのち、パーシキヴィはさらにケッコネンおよびソエデルイエルと面談して、対ソ交渉の進めかたについて打合せている。上気嫌になったパーシキヴィは、ペッカラ首相やエンケル外相にたいする不信を公然と語り⁴⁰⁾、ケッコネンとソエデルイエルが代表団の年輩者のメンバーをパスして交渉の主導権をにぎり、妥結に導くよう指示した。これは、首相と正副外相が発言の優先権をもっているので実行困難な事柄であったが、ケッコネンの知恵でフィンランド大統領の個人的な言葉を伝えるという意味で首相の前に発言し、そこでフィンランド側の基本原則を述べることとし、ついでケッコネンがソエデルイエルに発言権を渡し、ソエデルイエルがフィンランド側対案の詳細と形式を説明するという手順が決まった⁴¹⁾。

翌4月4日にケッコネンとソエデルイエルは空路モスクワに到着したが、かれらが持参した新訓令は代表団の中では不評判であった。ペッカラは新提案を出しても利益はないと語り、引揚げた方がましだと述べ、またレイノは、大統領の個人的な提案については評言したくないし、それを代表団の仕事として提出することには反対だ、と述べた。代表団は翌日も会合したが、何の実質的な決定も生れなかった。レイノのごときは使者の2名が大統領から特別に信頼された仕事を課せられたことに不機嫌な始末であった。しかし、こうした状況は、ケッコネンとソエデルイエルがパーシキヴィと打合せた会議の手順を踏むにはかえって都合がよかったのであり、代表団の間でもそれが承認された。ケッコネンとソエデルイエルは、かれらと同意見のヘインリクスの協力をえて草案の最終的な整備を行ない、また通訳官とともにロシア文を準備した。

このようにしてモスクワでの交渉は、4月5日、18時にソ連外相執務室で再開された。ここで指摘すべきは、ソ連側がかなりの程度の期待をもって交渉再開を待っていたのではないかということである。ソエデルイエルは回顧録の中で、かれらが帰国中にペッカラ首相と行った電話連絡をソ連側が盗聴し⁴²⁾、それがフィンランド側の回答の遅延に焦慮し

39) *Ibid.*, ss. 178-179.

30) 「かれ〔パーシキヴィ〕は……エンケルの家族について古いがあまりほめた話ではない逸話を語り、……ペッカラにたいしては軽蔑をあらわにした」(Söderhjelm, *mt.*, s. 179).

31) Söderhjelm, *mt.*, s. 179.

32) ペッカラは4月2日のうちに催促の電話をかけてきたもので、かれが状況を尋ねたのにたいし、ソ

ていたソ連側に期待をつながせる結果となり、ペッカラが4月3日の帰任を要求したのにたいしさらに1両日の延期を押しとおしてもソ連側が格別の異議を唱えなかったのだ、と推測している。実際、会談に入る前の挨拶の際にモロトフは、ソエデルイエルクムにたいし、ヘルシンキでの労苦をねぎらい、成果をもって帰任したことを察知しているような言動³³⁾をしている。さて、会談に入るとペッカラは回答遅延の理由を交通連絡の悪さに帰して釈明したうえ、パーシキヴィの言葉をケッコネンをつうじて伝えるむね発言した。

そこで口を開いたケッコネンは、パーシキヴィの当該条約にたいする基本的な考え方を紹介し、「この条約の意義は、列強間の戦争が発生した場合、戦争のフィンランド領への拡大を阻止できる点にある」ことを強調した。そして、こうしたパーシキヴィの考え方が、「フィンランドの地理的な位置がすでに、列強間の紛争発生の場合、あらゆる軍事作戦の外にとどまって中立を維持する可能性をフィンランドに与えている」と考えているフィンランド国会の主潮流にたいして、説得力をもちうるのだ、と説明した。ついでケッコネンは、やや具体的な議論に入り、パーシキヴィがソ連案の第1, 2条を交渉の基盤とすることに賛成しており、ただフィンランド案の目的は「より大きな明確さと正確さ」を得ることにある、と述べた。さらに、そうしたフィンランド側の必要の理由として、パーシキヴィがフィンランドの国民世論を条約の味方につけたいと欲していることを挙げ、そのためには「心理的要因」を考慮に入れなければならないのだ、とした。またケッコネンは、パーシキヴィが、この条約は「友好条約」であり、両国間の友好関係の創出と強化が目玉であると考えているむねをつけ加えた³⁴⁾。このケッコネンの説明のあいだに、ペッカラがフィンランド側の新草案をモロトフに手交したが、それは次のようであった。

「1. フィンランドがまたはフィンランド領を経由してソ連が、ドイツまたはドイツと同盟しているいずれかの国による軍事的侵略の対象となった場合には、独立国としての自国の義務に忠実なフィンランドは、侵略を撃退するために戦う。その際フィンランドは、陸・海・空におけるその領域の不可侵性を守るために手中にある全兵力を投じ、フィンランド国境内において、この条約の定めるところに従い、必要な場合にはソ連の援助をえて、あるいはソ連と協力して活動するものとする。

前記の場合には、ソ連は必要な援助をフィンランドに与えるが、その供与については締約国は相互に協定するものとする。

2. 締約国は、第1条に規定された侵略をフィンランド領において撃退するために行なわれるべき軍事活動に関しては、相互に協議するものとする」³⁵⁾。

ついでモロトフの求めに応じ、ペッカラはソエデルイエルクムを指名して草案の説明に当らせた。ソエデルイエルクムは、まず、草案第1条はソ連案と同じ基盤に立つものだが、フィンランドの自国領防衛義務を明確化した文とフィンランドの全国防力に加えてフィンラ

エデルイエルクムは、ケッコネンの発案で「状況は悪魔的だ」と答えた。ペッカラは驚いて延長に応じたが、ケッコネンらは、盗聴を知りながらあえてこの言葉を用い、ソ連側を納得させようとしたのであろう。

33) 「私の〔挨拶の〕番がくるとモロトフは私をとどめ、通訳を招きよせて冗談まじりに『ガスパジン・セデレルム』がヘルシンキで苦勞をされたが、といった意味のことをいい、あなたがそれにもめげず勝利者になられたことを念じ、確信しています、と述べた」(Ibid., ss. 182-183)。

34) Ibid., s. 184.

35) Ibid., s. 225.

ソドにとって必要なソ連の援助を規定した文に分けたものであり、「必要な場合」という言葉は「相互協力機構の発動を真に重大な場合に限定する」ためであるし、「ソ連の援助をえて、あるいはソ連と協力して」という文言は「ソ連の援助を……共同した戦闘行為には至らない活動に限りたい」狙いがあると述べた。また「フィンランドの国境内において」というのは、パリ講和条約でフィンランドの国防力は地域的な防衛に制限されているので本来は不必要だが、「心理的意味」から入れられたと説明した。また、第1条第2節の「その供与については締約国は相互に協定するものとする」という箇所は、援助の供与について一般的な協定を結んでおくべきだという意味ではなく、援助のあり方を問題にしたにすぎない、とした。つぎに第2条については、ソエデルイェルムは、「軍事的（侵略）」と「フィンランド領において」という言葉は「フィンランド国内への積極的影響」を考慮して付加されたものであり、「脅威」という言葉は前後の文脈から不必要と感じられたのだ、とした。さらに、かれは「第2条は第1条に規定された目的を実現するため、つまり侵略を撃退するための平時における準備に関するものであるが、それゆえに準備が目的とするのは侵略の撃退であって、脅威の除去ではない。こうした準備を効果的になしておけば、侵略の脅威の減少という別の目的にも役立つのだ」と念をおした³⁶⁾。

ここでソエデルイェルムの説明は終わったのであるが、ついで条約前文の草案を出そうとしたペッカラを押しとどめて条文の検討が先であるとしたモロトフは、「一点について説明を聞きたい、として、「フィンランドの新提案の第2条は平時の活動を意味しているのか」と質した。ソエデルイェルムがモロトフがブラッフをかけてきたと感じて「侵略撃退のための平時の準備だ」と答えると、モロトフは、平時なら侵略はまだ起っていないのだから脅威が問題なのだ、と突っこみ、ソエデルイェルムが初回のフィンランド案の第2条をひいてそれと同じ意味だと逃げようとする、第1条と同じことを繰返すのでは目的にそわないから、初回の案の方がずっと明確で正確である、新案に「脅威」という文字を入れるか旧案に戻るべきだ、と主張した。ソエデルイェルムによるとソ連がいったん拒否した旧案に戻るとはフィンランド側がまったく予想していなかったため、かれは当惑したが、かれ自身が旧案の方がソ連案に無理に合せた新案より良いと考えていたことと、ケッコネンが激しくうなづいた結果、旧案第2条に戻ることに依存はないと明言した³⁷⁾。するとモロトフは、妥協の条件がある、として、フィンランド代表団が旧案第2条を承認するならば、ソ連は新案第1条を承認する用意がある、と述べ、フィンランド側に依存がないかをペッカラに問い、ペッカラが肯定の返事をした³⁸⁾。

こうして条文が決定したのち、モロトフは条約の期限は20年でもよいし、10年にしてあとで10年延長を協定してもよい、と述べた。残るは前文であったが、フィンランド側が、その草案を提示すると、モロトフはその主眼目は何かと問い、ケッコネンは、ソ連が他の国と締結した条約の形式を踏んでいるのだが、さらにフィンランドの努力は列強の利

36) 以上は、*Ibid.*, ss. 185-186.

37) 「それ故に私は問いたげにして机の向う端を見た。ペッカラは自分の考えにひたって坐っていたし、エンケルとスヴェントは事にかかわりたくない様子だったが、ケッコネンは私に激しくうなづき、唇を『どんと行け』という目に動かしてみせた」(*Ibid.*, s. 187)。

38) 「ペッカラは確信なげに周囲を見まわし、ケッコネンと私が激しくうなづいて見せると、簡単にイエスと答えた」(*Ibid.*)。

害紛争の外にとどまることであって、パーシキヴィ大統領はそれが心理的な意味でフィンランド国民から受けがよいと考えている旨を伝えた。そして、モロトフの提案で前文の起草はヴィシンスキーとケッコネンにゆだねられることとなった³⁹⁾。

翌4月6日21時に両国代表団は同じモロトフの執務室に集合し、スターリンも出席する中で条約の調印が行なわれた。

以上のようにして、YYA条約は結ばれたわけであるが、同条約が結ばれたことにたいするフィンランド・ソ連それぞれの側の反応を見ておくことにしよう。まずフィンランド側について見るならば、上述のような内容で条約が締結されたことに満足したパーシキヴィ大統領をはじめとする政治指導者たちは、国民に直接呼びかけて説得を試みた。パーシキヴィは、その演説において、フィンランドは敵をどこにも持たないが、列強間の戦いの中で小国は見逃がしてはもらえないことを歴史は示している、と述べてフィンランドが自国領を經由した対ソ侵略にたいする自衛能力をソ連に納得させることが「人生の袋小路から損害なく抜け出す」方途であることを示唆するとともに、第1条ではまず全力を挙げたフィンランドの領土不可侵性の擁護があり、そのうえで「もしわれわれが援助を必要とするなら、それを協定にもとづいてソ連からえられること、また第2条に関しては、協議義務は可能なかぎり限られており、その発動はフィンランド領にたいする侵略の危険が確認された場合に限ること、しかも「確認」は双方の意思表示によること、を指摘した⁴⁰⁾。首相ペッカラもまた、条約が「純粋な現実政治の基盤」に立つものであり、第2次世界大戦後に世界の二分化の方向が生れそれがソ連の安全保障問題の新しい解決を必要とさせたことが当条約出現の理由であり、テクノロジーの発達のもとで小国の軍事的能力が大巾に限られてきていることも根拠になっている、と述べたが、同時にペッカラは、フィンランドの特別な地理的位置が、フィンランドをして、「周知の相互援助条約によって東ヨーロッパの強力な中心であるソ連の周囲にグループを形成した国々に」とも「これに対抗するグループを形成した西ヨーロッパの国々に」とも異ならしめているのだ、と言明した。さらに、外相エンケルは、同条約が講和条約後のフィンランド・ソ連関係の基本的公文書であり、両国関係を改善し平和と安全を強化するものである、と述べた。

以上の言明、とくにパーシキヴィのそのの中に、当時のフィンランド政府の条約にたいする解釈が明確に表明されているというべきであろう。ところで、この条約は、フィンランド国会の討議にかけられた。それはまず、国会外務委員会と憲法委員会の審議にかけられたらうえ、本会議にまわされた。外務委員会は、列強間の利害衝突の外にとどまりたいというフィンランドの意思が基調とされていること、および条約がフィンランドの国際的地位に変化をもたらさない点に鑑み、条約を承認するとしていた。本会議の討論では、社会民主党を代表したルンメ (Alpo Lumme) は、同党が軍事条項には反撥するが条約の批准には賛成するとし、農民党のコイヴィスト (Juho Koivisto) も軍事同盟交渉と講和条約を越えた軍事同盟義務に反対してきたことを明らかにしながらも、現実を前には条約に同意せざるをえないとした。連合党のサルミネン (Salminen) は、条約を拒否すればソ連

39) 同日中に行なわれた前文の準備作業で、ヴィシンスキーは、列強の利害紛争の外にとどまりたいとするフィンランドの願望に何も異議は唱えなかった、という (*Ibid.*, s. 189)。

40) J. K. Paasikivi, *Paasikiven linja I*, WSOY; Porvoo-Helsinki, ss. 99-100.

の威信にかかわることになり、フィンランド自身の提案がもとになっている、という理由で賛成し、スウェーデン系人民党のオェステルホルム (Österholm) は当条約は世界政治情勢の結果ソ連が西側国境の安全保障活動にのりだすにいたったものだ、として肯定した⁴¹⁾。進歩党のカウッピ (Kalle Kauppi) は、条約が軍事義務を課しているとして反対した。また SKDL のクーンネン (Hertta Kuusinen) は、条約には賛成しながらも、ソ連案に反対した他の諸党を攻撃し、また外務委員会の見解をより肯定的なものに書きなおすよう要求したが 133 対 47 で否定された。条約そのものにたいする賛否は、157 票対 11 票であった。このようにしてフィンランド国会の大勢は、懸案の条約が、ソ連との軍事同盟の色彩を帯びていることに強い懸念を表明しながらも、列強間の紛争の外に自国をおきたいという意向を貫くためのフィンランド側の自主的な努力の結果が条約文に反映されていることと、ソ連が自国の安全保障の強化を要求しているという「現実」があることによって、条約の批准に賛成したのであった。

それでは、ソ連側では、合意をみた条約にたいしてどのような反応を示していたであろうか。それは何よりも、条約調印直後の祝賀の席におけるソ連政治指導者の言動の中に窺うことができよう。スターリンは、条約の目的がソ連・フィンランド両国の間に支配してきた不信を除去することであると、「隣国関係において新しい両国間の信頼時代を拓くことになる」と述べた。

このスターリンの言は、ソ連側が条約の成立に満足していたことを物語っているが、そのほかのソ連側の発言に照すと、ソ連の政治指導者が、フィンランドにたいする大巾な譲歩の結果条約が成立したという自覚に立ち、そうした譲歩を代償としてもなお条約が成立したことを評価していたこと、および、そのような譲歩ですらも、フィンランド国内でうけいられるか否かを憂慮していたことが明らかとなる。⁴²⁾

まず、前者の点について述べると、ソエデルイェルムは、ケッコネンとスターリンの間にかわされたつぎのようなユーモアのやりとりを記録している。「スターリンが、いかにロシア側が交渉においてわれわれ〔フィンランド側〕に反対しながらもわれわれの提案に同意したか、ということに冗談めかしてこだわると、ケッコネンはすぐさま口をはさんで、しかし条約はわれわれのディクタートというわけにいかなかった、といい、それにたいしてスターリンは、これもすぐさま、ディクタートと大して変わりのないものだ、と述べた」⁴³⁾。

後者については、これもソエデルイェルムが記録しているヴィシンスキーとモロトフの言から窺われるところである。それによれば、ヴィシンスキーは、祝賀の席上、ソエデルイェルムにたいし、「ソ連と条約を結ぶことに反対してきた〔フィンランドの〕国内世論がいま条約に同意するだろうか」と尋ね、国会において条約が批准される可能性についてただした⁴⁴⁾。同様の憂慮は、4月8日にスターリンが催した夕食会の直後に、モロトフによ

41) もっとも同党のブールン (Ernst von Born) は、条約が講和条約第 13 条に反しているとして反対した (Söderhjelm, *mt.*, s. 209)。

42) 以下に見るようなソ連側の態度は、1939 年秋の、「冬戦争」に先立つ対フィンランド交渉においてソ連側が示したフィンランド国内 (国会) 世論無視の態度と対照的である。

43) Söderhjelm, *mt.*, s. 194.

44) *Ibid.*, s. 197.

っても漏らされていた。ソエデルイエルクがペッカラから伝聞したところによると、「モロトフは、〔フィンランド〕国会が条約を批准するか否かは極めて疑わしい、という情報をえているとって会談を始めた」⁴⁵⁾。

ソ連側がいかに関フィンランド側の条約批准を不安を以て待ちのぞんでいたかは、同じく祝賀会の席上で、スターリンがフィンランド国内の経済情勢について質問し、フィンランド側が対ソ賠償の影響の深刻さについて訴えると、ヨークスの供給を仄かし、また「フィンランド側が生産可能なものすべてをソ連は必ず購入する」と言明した⁴⁶⁾ことや、上記の会談でモロトフが、賠償の軽減について交渉の余地があるむねを示唆したこと、さらに同じ席上モロトフが、ペッカラの訴えた俘虜の帰国問題やイングリシア人・戦争犯罪者の引渡し問題について両国関係の障害的諸要因を除去する方向で解決することに同意した、諸事実が立証しているといえよう。ところで、問題は、フィンランド側における条約批准をソ連側が憂慮したことの意味をどのように解するか、ということであろう。この点は、ヴィシンスキーが上記の発言の際、「結局のところ〔フィンランド〕軍、とりわけヘインリクスがソ連との相互理解の鍵を握っているのではないか」と尋ねたことや、同日の後刻同じヴィシンスキーがヘインリクス自身にたいし、「条約問題における軍の信頼性」について卒直にただしている⁴⁷⁾事実有一半の回答が見いだされるかも知れない。「わが国の軍や将校は政治に参与しない」というソエデルイエルクの強調にもかかわらず、ソ連側は、フィンランド軍がソ連に敵対する勢力であり、フィンランドの政治において影響力を有しているもの、という印象を強くもっていたといえるであろう。ソ連側が対フィンランド要求にあたって自国の軍の要求を強調したことがソ連の政治の実態そのものをどの程度暴露していたかはともかくとしても、ソ連政治指導者が軍についてもっている一定のイメージが以上の発言に反映していたことは間違いない。それは、少なくとも、ソ連側が、当該条約が通常の軍の論理に反することを承知していた証左とはなろう。しかし、以上にもかかわらず、ここに見落してならないことは、ソ連政治指導者が、フィンランドの政治において議会というものがもつ決定的重要さを、ひいてはフィンランドにおいて議会制民主主義が果す機能を、ようやく認識するにいたっていたことを物語っているといえよう。

45) *Ibid.*, s. 200.

46) *Ibid.*, s. 194.

47) *Ibid.*, s. 179.